

【都市計画税の使途】

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。令和3年度(2021年度)から税率引き下げ(0.27%→0.26%(令和3年度のみ0.25%))を行っています。なお、一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

【歳入】

都市計画税 1,246,647 千円

【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,066,395 千円

(単位：千円)

事業区分		令和4年度 (2022年度) 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源等	
			国庫支出金	都支出金	地方債	その他		うち都市計画 税充当分
都市 計画 事業	街路事業	32,000	0	0	0	0	32,000	32,000
	公園事業	30,000	0	22,500	0	0	7,500	3,500
	下水道事業	833,295	75,565	3,778	674,900	0	79,052	66,400
	小計	895,295	75,565	26,278	674,900	0	118,552	101,900
地方 債 償 還 額	一般会計	214,537	0	0	0	0	214,537	214,537
	下水道事業会計	956,563	0	0	0	0	956,563	560,694
	小計	1,171,100	0	0	0	0	1,171,100	775,231
合計		2,066,395	75,565	26,278	674,900	0	1,289,652	877,131

※一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,246,647
過充当額	369,516